

第3部

アジアの子どもと教育

—児童労働問題の解決のために—

アジアの子どもと教育研究委員会 報告

目 次

はじめに	83
1.児童労働問題の所在と研究のねらい	85
2.国際的な児童労働問題とアジアの子どもたち	87
(1) 児童労働の現状と課題	
1) ゆるすことのできない児童労働と強制的行為＝児童虐待の実例	
2) 児童労働の一般的問題点	
3) 児童労働の背景・要因	
(2) アジアの子どもたちを取り巻く児童労働の状況	
(3) 児童労働問題の解決にむけたさまざまな取り組み	
1) 国際機関および各国政府の取り組み	
2) 労働組合の取り組み	
3) N G O・市民組織の取り組み	
3.アジアにおける「子どもの教育」をめぐる問題	95
(1) 児童労働問題と教育	
(2) アジアの教育事情と今後の課題－初等教育を中心に－	
(3) 教育の改善にむけたさまざまな取り組み	
4.むすび－児童労働問題の解決のために	99
提言：すべての子どもたちはわれわれ地球社会のもの	
児童労働と強制的行為を根絶するための行動プログラム	

はじめに

本委員会は、1996年4月の教育総研第48回研究会議の決定によ
って組織された。そのメンバーは次のとおりである。

委員長 初岡昌一郎

幹事 赤石和則

研究委員 荒木重雄

中嶋滋

専門委員 藤井紀代子

本委員会は、第1回会議を96年5月17日に開催し、その後以下
のように研究委員会を開催した。

96年 7月5日 研究委員会内部討議

7月22日 朝日新聞記者・大久保真紀さんからヒア
リング

9月19日 研究委員会内部討議

10月25日 研究委員会内部討議

11月15日 国立教育研究所・渡辺良さんからヒアリ
ング

12月6日 大阪大学・内海成治さんからヒアリング

97年 1月20日 研究委員会内部討議

2月21日 元青年海外協力隊員・長瀬修さん、およ
び、同・三好理英子さんからヒアリング

研究委員会内部討議

3月26日 研究委員会内部討議

4月18日 研究委員会内部討議

5月2日 研究委員会内部討議

本委員会は、その出発点において、研究活動の重点を「今日の世
界で最も悲惨かつ深刻な問題の一つである、児童労働と子どもに対
する虐待および強制的行為」におくことに意見の一致をみた。この
観点からアジアの子どもと教育の問題を考察しようと努力した。児

童労働問題に広く光をあて、その問題点を解明することについては一定の成果をあげたと信じる。しかしその反面、アジアの子どもと教育に関する他の側面については、本報告においてほとんど取り上げることができなかつた。今後の研究活動のなかでフォローアップが何らかのかたちで行われることを期待する。

本委員会の全委員の一致した意見として以下の報告を提出するにあたり、惜しみない協力を与えてくださったみなさん、とくに日教組・山中副委員長と肥田国際部長に、そしてつねに同席して適切な助言をしてくださった大場顧問、ご苦労をおかけした教育総研・山下事務局長と石川事務局員に感謝の意を表明するものである。

(初岡昌一郎)

1 児童労働問題の所在と研究のねらい

1996年11月にILO（国際労働機関）が発表した「児童労働」（子どもの労働）に関する調査結果によれば、今日、約2億5000万人の子どもたち（5～14歳が対象）が、何らかのかたちで労働に従事している。このうち地域的にはアジアが最も多く、61%を占める。次いでアフリカ32%、中南米7%となっている。同年齢層の労働者比率からみれば、アジアではブータン55%、ネパール45%、インド25%、インドネシア25%などとなっている。一方、アフリカではマリ54%、ウガンダ45%、エチオピア45%などとなっているが、アフリカ全体を平均すれば、5～14歳の子どもの実に約40%が働いている。

児童労働は、いわゆる開発途上諸国に、より鮮明にあらわれている問題としてとらえることができるが、その一方で、市場経済への移行期にある東欧諸国などでも問題化している。また先進工業諸国でも児童労働の存在が報告されている。

これらの調査結果が示すものは、児童労働問題は、その本質からみて構造的かつ大規模に存在する地球規模の問題であるということである。

このうち本研究でとくに問題としたのは、いわゆる「有害で搾取的な労働」が、多くの子どもたちによって担われているという実態である。有害な労働は生命の危険を伴い、また売買春などの「強制的な行為」は心身の健全な成長を妨げるのみならず、人間の尊厳そのものを否定するものである。緊急の対策が必要であるとの認識に立って本研究をすすめた。

さらに、児童労働そのものが、子どもの教育を受ける権利の否定につながるとの問題認識から、児童労働が多いアジア諸地域の教育事情に目をむけ、その実態を明らかにすることをとおして、児童労働問題と教育との連関性を考えることとした。

以上の考察をふまえて、児童労働と強制的行為を根絶するために、
本研究委員会として何らかの提言することを本研究の最終的なね
らいとした。

2 國際的な児童労働問題と アジアの子どもたち

(1) 児童労働の現状と課題

1) ゆるすことのできない児童労働と強制的行為＝児童虐待の実例

今日、国際労働団体、ILOなど国際機関の努力により、児童労働の実態が明らかにされてきている。それらの典型例を最初に整理しておこう。

産業にみられる有害かつ危険な労働

①農業

殺虫剤、除草剤、化学肥料などの取り扱い方の未熟、無知識による癌、神経障害などの危険を伴う労働。また農機具の操作ミスにより死傷につながる労働。

②鉱山

保護具もなく、また訓練を受けることもなく、長時間、高温高湿にさらされ、負傷の頻度が高く、粉塵やガスなどにより珪肺などの呼吸器疾患を後になって生じる原因となる労働。

③陶器・ガラス工場

1500～1800度の溶鉱炉から取り出されたガラスの積み荷の運搬労働。換気装置もない、暗い部屋での長時間労働。40～45度の室温、床に碎けたガラスの破片、極度の騒音下での労働。

④マッチ・花火産業

小さな工場で生産が行われる場合が多く、火事や爆発の危険を伴う労働。換気装置もなく、粉塵、煙、蒸気、有害物質などにさらされるなかでの労働。

⑤深海漁業

保護具なしに深海に潜水し、魚が網に入るように珊瑚礁を打つ漁法に従事する労働。1日12時間も海にいる子どもももおり、多くの子どもが鮫などに襲われたり、溺死、鼓膜破裂、減圧症などの危険

を伴う労働。

奴隸労働・債務労働

何世紀も前の奴隸労働と区別できない労働がいまだに残存していることが報告されている。たとえば地主が小作人から子どもを買って働かせるケース、借金の抵当として子どもも含めて家族ぐるみ債務奴隸として働かせるケースなどが多数存在する。こうした家族は何世代にもわたって債務に縛られて生きている。

児童売買春と子どもの売買

子どもの商業的な性的虐待が増加しており、ネットワーク組織により国境を越えて、子どもの売買が行われている。子どもの性取り引きが増加するなかで、性の対象となる子どもの年齢も低下する傾向にある。こうした児童売買は、日本を含む先進工業諸国からの「買春」を伴う観光旅行の増加およびそれを助長する一部旅行会社の存在と無縁ではないとされている。さらにエイズなどの性感染症が、こうした強制的行為の犠牲者となっている子どもたちを確実にむしばんでいる。

家事労働

子どもの家事労働者は、途上国の多くにみられる。都市の雇用主が、農村の極貧家庭の子ども、あるいは孤児などを雇っている。実態把握は困難とされているが、アジアや中南米で、女子の児童労働従事者の多くが家事労働者として働いているという報告がある。1日の労働時間が10~15時間におよぶ例もある。また暴力や性的虐待を受ける場合もある。

軍隊への徴用

軍が子どもを徴用し、軍事目的で使用するケースである。たとえば、戦争に直接参加させたり、軍用鉄道や道路の建設に子どもを強制的につかせたケースなどが報告されている。

2) 児童労働の一般的問題点

以上、今日報告されている児童労働の極端な例を示したが、これらに共通する問題点は次のようにまとめられる。

第一は、根本的な問題として、児童労働は子どもが教育を受ける機会を奪ってしまうことである。逆に義務教育施策とその実施の不十分さが児童労働を助長するという問題も指摘できる。

第二は、あまりにも苛酷で長時間の労働、すなわち有害・危険労働、奴隸労働、児童売買春、他人に使われる家事労働などは、子どもの心身の発達を著しく阻害するだけではなく、生命さえ脅かすものとなっていることである。

第三は、児童労働は、長期的な視野に立たなければ根本的解決にいたらない問題を構造的に内包しているということである。後述のように「貧困」が原因で親とともに労働に従事しなければならない場合が多くある。その場合は児童労働一般を否定するだけでは問題の解決に直接的に結びつかないことが多い。そこで、現に働いている子どもの権利を守るという意味で、子どもの就学機会を奪ったり、身体的発達や情緒・道徳的発育を妨げたりしないようにするために、具体的にどのような対策を取るべきなのかが現実的な課題となっている。児童労働のなかで緊急的に禁止すべきものと、貧困問題の解決や義務教育の普及などのように、より長期的に取り組むべきものとを区別することが必要とされる。

3) 児童労働の背景・要因

ここでは、そもそも児童労働はいかなる背景・要因によって発生しているか、以下整理する。

第一にあげなければならない背景・要因は「貧困」である。もともと一般に、貧困世帯は子どもを働かせて収入の補足をすることが多い。その結果、子どもは教育を受ける機会を奪われ、場合によつては危険な労働につかざるを得なくなる。農村が崩壊し、家族ぐるみ都市に出てきてスラムに暮らし、就学することもなく、子どもが家族のなかで重要な働き手になっていくケース、家計収入を得るために子どもが親に売られていくケースなど、貧困が背景となって子どもが労働に従事するケースが多い。また両親がいなかつたり、養育を放棄された子どもが「ストリートチルドレン」となって、生きるために路上労働（タバコ、新聞、雑誌、軽食販売など）やゴミあさりをするケースも途上国の各地で頻繁にみうけられる。これらも、貧困が直接または間接の要因となっていることが多い。

さらに最近では、児童労働問題をかかえる諸国において、市場経

済の世界的浸透（グローバリゼーション）や構造調整プログラムの深刻な影響がみられる。こうした国では、貧富の格差がこれまで以上に拡大し、児童労働問題の解決をいつそう困難にしている。

第二は、伝統的・文化的価値観をめぐる背景・要因である。地域によっては、伝統的に売買春が容認され、親子代々にわたって少女期に売春産業に売られるケースがみられる。一方、上述の市場経済・貨幣経済が地域社会に深く浸透するなかで、家族のきずなや地域の相互扶助といった、美德としての伝統的・文化的価値観が破壊され、家族崩壊や子どもの養育放棄の問題がいたるところで頻発するようになっている。

しかし第三に、児童労働問題発生の重大な背景・要因として、使用する側が低賃金でかつ扱いやすい子どもを労働者として意識的に雇い入れている現実があることを重視しないわけにはいかない。使用者側の論理として「子どもの敏捷な指」が製品（たとえば細かな手結びの絨毯など）によっては効果的だという理由から子どもを使う場合がある。しかし、これは熟練した成人によって十分に担われていることなど、単に低賃金で扱いやすい子どもを雇うための便りでしかないことが明らかになっている。

こうした背景・要因を総合的に考え、児童労働問題の包括的かつ効果的な解決の方向を追求すべきであると考える。

(2) アジアの子どもたちを取り巻く児童労働の状況

児童労働に従事する推定2億5000万人の子どものうち、61%がアジアの子どもたちであることは、前述のとおりである。残念ながらアジアの多くの国々で「有害かつ危険で、搾取的な」労働に多くの子どもたちが従事させられていることがわかっている。

アジアのなかで、とくに児童労働が目立つとされているのは、インド、スリランカ、パキスタン、バングラデシュ、タイ、ビルマ（ミャンマー）、フィリピン、インドネシアの8か国である。

インドは人口も多い国なので、必然的に労働に従事する子どもの数も他に比べ圧倒的に多い。カースト制などの社会的な因習のなかで、一種の奴隸制が今日も続き、多くの子どもたちが、両親の負債の一部として提供され、その結果、苛酷な労働が子どもたちをむしばむことになる。タイは、子どもに対する性的強制行為が社会問題

となって久しい。たしかにタイ政府は努力を続けてはいるが、根絶されていないどころかむしろ増加し、かつ深く潜行してしまっている。また東北タイなどから親とともに出稼ぎに出てきて、教育を受けることのないままに労働に従事するケース、子どもだけが都市の工場に出され、深夜労働や危険労働にほぼ24時間拘束されるケースなど多くの事例が報告されている。

家事労働もアジアの全域で存在する。ILO報告書によれば、たとえばインドネシアでは500万人、スリランカでは50万人の児童家事労働者がいると推計されている。家事労働に従事する子どもたちの年齢については、一般には12～17歳であるが、それ以下の年齢も多く、なかには5～6歳の子どもが家事労働をしているケースも報告されている。バングラデシュでの調査結果では、児童家事労働者のうち、11～13歳が38%、5～10歳が24%であったという。

こうした子どもたちは、教育を十分に受ける機会がないままに成人になる。子どもたちの多くは識字力がないことはもちろん、社会的に自らがどのような状態におかれているのかの判断もつかないことが多く、その結果使用者側の意のままに使われている。

一方アジアの児童労働は、日本人にとって他人事ではすまされない問題を含んでいる。日本に暮らす私たちが、日常よく使う生活必需品や、頻繁に食卓に上る食料の多くが、アジアの子どもたちの手によってつくられているケースが報告されている。また日本から多くのセックス・ツアーやがアジア各地に送り出されている。その対象は、ときとして子どもたち（男女を問わず）であることが多いのである。消費者としての意識、人間としての意識や態度が根本的に問われている。

(3) 児童労働問題の解決にむけたさまざまな取り組み

1) 国際機関および各 government の取り組み

ILOやユニセフなどの国際機関は、この間、児童労働問題に精力的に取り組んできた。とくにILOは、1919年の創設以来、この問題を重視してきた。こうした取り組みを促進したのが、89年に採択された「子どもの権利条約」である。さらにジュネーブの国連人権委員会小委員会での議論やNGOの活動もあって、今や児童労働問題は、政府間のトップレベルの国際会議でも重要な協議事項

の一つとなっている。

I L O の国際労働基準

I L O は、創設時の1919年にすでに、工業における14歳未満の児童労働を禁止する第5号条約を採択している。その後も、農業や海事労働などでの最低就業年齢に関する条約を採択し、73年にはすべての職業に最低就業年齢の条項を適用する第138号条約を採択した。それによれば、1～2歳の幅はあるが、基本的には、その国の義務教育相当年齢や15歳未満の子どもの就業は禁止されている。しかし、この条約を批准している国はわずか49か国であり、そのうち途上国は21か国にすぎない。I L O はしかし、世界の児童労働問題がますます深刻化している現実をふまえ、98年と99年の総会において、「最も耐えがたいかたちの児童労働をただちに禁止する」あたらしい禁止基準の採択を予定している。

I P E C (児童労働廃止のための特別プログラム)

1991年、ドイツ政府が3000万ドルを I L O に拠出して I P E C がスタートした。その後ベルギー、ノルウェー、スペイン、フランス、オーストラリア、アメリカ合衆国、カナダ、ルクセンブルグ、オランダ、イタリアの10か国政府が加わり、今日にいたっている。また現在の I P E C 対象国は、ブラジル、インド、タイ、タンザニアなど20か国となっている。I P E C の重点目標は、児童労働問題に取り組む国の自助努力を支援することであり、また優先すべき対象として債務奴隸や強制労働、危険・有害労働および12歳以下の児童労働としている。今までのところ日本政府は、このプログラムに参加することを表明していない。

その他の国際的な取り組み

1996年8月、ストックホルムで122か国政府、20国際機関、多数のN G O の参加によって「子どもの商業的・性的搾取に反対する世界会議」が開催された。途上国（とくに東南アジア）における児童売買春の急増や児童ポルノの氾濫に対して、スウェーデン政府がユニセフやN G O のE C P A T（アジア観光子ども買春根絶キャンペーン）などと協力して開催したものである。

また国際刑事警察機構（インターポール）は、92年、とくにボ

ルノと児童性愛を含む児童の性的搾取とたたかう加盟国を支援するために、児童に対する犯罪に関する常設作業部会を設置している。

2) 労働組合の取り組み

児童労働問題の解決にむけて、ILOやユニセフなどの国連機関とともに、重要な役割を果たしてきたのが国際労働団体・労働組合である。

国際自由労連（ICFTU）

国際自由労連は、児童労働問題を早くから取り上げており、とくにあたらしい国際労働基準を、この問題に関し採択させるよう、ILOにおいて主導的役割を果たしている。その国際的な行動は次のとおりである。

- ・貿易的手段をとおして、児童労働禁止をめざす「社会条項」を要求する活動。
- ・児童労働がいかなるかたちでも関係しない生産や製品であることを企業が約束し、宣言することを促進する活動。
- ・児童労働で生産された商品を買わない運動の推進。
- ・ILOの努力を評価し、他の国際機関（世銀など）も同様に重点施策として取り組むよう申し入れる活動。
- ・国際自由労連傘下の労働組合が、率先して児童労働問題に取り組む活動の推進。

教育インターナショナル（EI）

教育インターナショナルは「最悪の労働条件への学齢児童の流入をくい止める最も効果的な方法は、学校教育に彼らを引き入れ、とどまらせることである」との基本理念に立って、児童労働問題に取り組んでいる。そのためには子どもと親にとって、学校教育を価値のある、そして魅力あるものにすることが最善の戦略であるとして、EIと各国の加盟教職員組合の取り組みが行われている。具体的には、ILOとの協力のもとで、キャンペーン活動、教職員・地域リーダーへの啓蒙活動、児童労働廃止のたたかいへの教職員の動員などの取り組みが報告されている。

国際繊維皮革労組同盟（ITGLWF）と

国際商業事務専門職技術労連（FIET）

両者は協力協定を締結し、児童労働問題への取り組みを強化している。その中心は、組合員や企業、また一般市民・消費者への啓発活動である。その一環として、児童労働によって生産された製品ではないことが証明できる商品にラグマーク（Rugmark）をつけるキャンペーンなどが行われている。

国際産業別組織（ITS）

その他のITSも、共通する主要課題の一つとして児童労働問題に取り組んでいる。そのなかでも国際公務労連（PSI）は、国際金融機関のすすめる構造調整政策がこの問題をさらに深刻化させていることを強調している。

3) NGO・市民組織の取り組み

国際的には前述のECPATのような団体の取り組みがあり、国際機関や各政府、労働組合とともに連携した活動が期待されている。

日本の場合、児童労働問題に焦点をあてたNGOは多くはないが、それでも「アジアの児童買春阻止を訴える会」（大阪府池田市）や「アジア子ども基金」（大阪市）などが積極的な活動を展開している。一方後述するように、草の根レベルで子どもたちの就学機会をつくるための「教育協力」に取り組むNGO・市民組織が多い。これは、教育協力をとおして間接的に児童労働問題を解決する取り組みを行っているとみることもできる。

日本のNGO・市民組織の役割は少なくないと思われる。今後に期待したいところである。

3 アジアにおける「子どもの教育」をめぐる問題

(1) 児童労働問題と教育

子どもたち（とくに15歳未満）の基本的な生活の場は家庭や地域、学校であって、労働の場（職場）ではない。子どもたちを、少なくとも有害で搾取的な労働や強制的行為から解放するために、教育がいかなる役割を果たすべきか、また果たし得るのかが問われている。実際のところ、学校（あるいはそれに準ずる教育施設）が子どもたちのために、一種のシェルター（避難場所）となり、また基本的な教育を保証する場となり得るためには多くの課題がある。しかし、直接的に児童労働そのものを根絶するたたかいをすすめながらも、就学相同年齢の子どもたちに適切な教育を実施することなしには、児童労働問題の根本的な解決はあり得ない。

では、労働に従事せざるを得ない子どもたちに教育を受けさせるための方策とは何か。その基本は、義務教育を徹底させることである。そのためには各国政府の役割がきわめて重要になってくる。1990年、タイのジョムティエンで開催された「万人のための教育世界会議」は、すべての子どもへの初等教育の完全実施をうたい、そのための国際機関や先進工業諸国政府の役割、そして何よりも当事国政府の役割について明確な宣言が採択された。しかし、各国それぞれの事情がその実施を困難にしている。教育予算が十分に確保できないことが基本であるが、少数民族への教育の浸透や授業言語の問題、保護者の側の収入格差が激しいこと、都会と農村の格差が極端であることなどがその要因とされている。

(2) アジアの教育事情と今後の課題－初等教育を中心に－

アジアの教育事情について、児童労働が目立つとされる国々を地域別に分けて、その特徴を明らかにするなかから、今日のアジ

ア各国がかかえている課題を整理していきたい。

東アジアおよび東南アジアについては、初等教育は一般的には普及傾向にあり、今日の教育拡充の中心は中等教育であるといわれている。しかし、都市と農村の格差がきわめて大きいことが中等教育（とくに中学校）義務教育化の完全実施を妨げている。また、初等教育そのものについても、完全義務教育化の目途が立っている国は少ない。貧困家庭、農村地域、少数民族などの子ども（とくに女子）のドロップアウトが目立つなど、依然深刻な問題をかかえている国が多い。こうしたなかで、都市と農村の格差は正を基軸としつつ、ハード面（学校建設、教育器材の提供など）およびソフト面（教育カリキュラムの充実、教職員の質的向上など）の両面の改善が課題となっている。

南アジアについては、初等教育そのものの普及が完全に遅れているといわざるを得ない状況にある。国家予算のなかで、初等教育予算の割合が低いこともあって、完全実施にはほど遠いのが現状である。とくに女子に対する初等教育の拡充が緊急課題となっている。教育を受けることの重要性について地域社会や保護者の認識不足も目立つことから、初等教育を中心とした学校建設、教員養成、教育カリキュラムの開発などに加えて、子どもが学校に通えるような就学補助の確立が急務である。

以上の現状をふまえつつ、アジアにおける初等教育拡充のための今日的課題を整理すると次のようになる。

第一は、初等教育の就学相当年齢児童数が著しく増加しているにもかかわらず、それを受け入れる学校（教育施設）が不足していることから、いかに各地域にそうした施設をつくり上げていくかという課題である。とくに農村地域やスラム内での教育施設の充実が緊急的課題となっている。

第二は、教育を根づかせるためには、学校が子どもたちにとつて魅力あるものであること、必要な存在であることが不可欠であることから、そのための教育の「質」の改善をいかに果たしていくかという課題である。具体的な取り組みとして、教員の養成、教職員の待遇および社会的地位の改善などが不可欠である。

第三は、女子の就学機会を拡充することの重要性である。アジアのなかで、一般的に女性の社会的地位が低いことは周知のとお

りであるが、その反映として、女子への教育がはなはだしく遅れている国が目立つ。また一国内でも農村地域での女子への教育の低さが目立っている。児童労働や強制的行為でも女子特有の苛酷な状況が報告されていることから、女子の教育機会の拡充は緊急の課題であるといえる。

第四は、同様に社会的な弱者への配慮の問題である。前述の女子に限らず、障害者や少数民族の子どもたち、また親がいなかつたり親に捨てられたりした子どもたちなどへの初等教育を実施することなしに児童労働問題の根本的な解決はないといつても過言ではない。

以上、いくつかの課題を列挙したが、こうした課題の解決にむけた国際協力が、いま強く求められていることを指摘しておきたい。

(3) 教育の改善にむけたさまざまな取り組み

前述の「万人のための教育世界会議」以降、国際機関やD A C(開発援助委員会) 加盟国政府を中心に、教育拡充の国際援助がすすんだ。とくに世界銀行は、構造調整の一環に教育改革・拡充を取り込み、「市場経済に適応できる人間」の育成をめざした教育カリキュラムの充実と教員の養成、また教育施設などハード面の充実にも力を入れるとしている。しかし、それらの方針の実行にあたり、受益者負担を強調するなど社会的マイナス面が出ている。

日本政府も社会開発の一環として教育援助を重視しつつある。しかし、いまだ理数科教育や高等教育中心であり、かつハード面での援助意向が強いという傾向は変わっていない。

労働組合やN G Oも、さまざまなかたちで教育分野での援助を重視しつつある。とくに日本の場合、教育分野に取り組むN G Oが最も多く、約200団体が教育援助を実施している。これはN G O活動推進センターが把握している、国際協力にかかわる約400のN G Oの半数に当たる。しかしその多くは、限られた地域や学校に対する奨学金や学校建設資金の供与である。相手国全体の教育の量的・質的改善への影響、教育の「質」の充実、教員同士の経験交流などの取り組みは弱い。その理由として、第一にもともと小規模のN G Oが多いこと、第二に専門的なかかわりがもてる

ＮＧＯが圧倒的に少ないこと、第三に相互の経験・情報交流や協力事業推進などのためのネットワーキングが弱いことなどがあげられよう。

こうした現状を変え、とくに教育を受けることが困難な子どもたち全体をみすえた教育援助を実施するために、また労働組合やNGO間のネットワーキングを促進するために、日本教職員組合（日教組）の役割がきわめて大きくなっている。日教組に結集する若いエネルギーを、アジアにおける教育のための国際協力に生かす方途を真剣に考えるべきである。

教育の普及について最後に強調しておきたいことは、児童労働問題の解決や義務教育の普及・拡充は巨大な課題ではあっても、決して解決不可能な課題ではないということである。世界全体としてみると、われわれは十分すぎるほどの物質的・財政的手段を保有している。不足しているのは、その方向にむけての政治的選択を行う意志である。現在世界各国が毎年支出している総額8000億ドルの軍事費の僅か1%にもあたらない60億ドルをふりむけることによって、2000年までに初等教育をすべての子どもたちを対象に完全普及することが可能だとユネスコは指摘している。

われわれは、地球上における人間の持続的な発展のために、必要な政治経済的および社会的改革と世界中の子どもたちの将来を重ねて考える作業を続けなければならない。本報告で取り上げた児童労働をめぐる諸課題の解決が、世界平和、民主主義と人権の確立、環境の保全とよりエコロジカルな生活、社会的公正の実現と貧困の解消など、労働組合運動のめざす全般的目標と密接な関連性をもっていることを改めて強調したい。

4 むすび

—児童労働問題の解決のために

「児童期は、労働ではなく教育と訓練に費やさるべき人生の一時期である」との理念をいかにして、すべての子どもたちのために実践していくのか、その視点に立った取り組みが継続、拡大されるべきである。このような取り組みのために、結論的な提言として以下の行動プログラムを本報告に添付することにした。それは、本報告に取り上げたテーマは、単に研究の対象としてとどめるものではなく、教職員として、労働組合として、また地球社会の市民個人として、その良心に基づいて連帯し行動すべき課題であると確信するからである。教育総研および日教組において、今後に検討すべき素材として、本報告とともに行動プログラムが生かされることを本研究委員会は希望する。

提言：すべての子どもたちはわれわれ地球社会のもの

児童労働と強制的行為を根絶するための行動プログラム

(三つの基本的アプローチ、五つの政策目標、七つの行動プラン)

基本的アプローチ

- ①子どもたちの基本的な生活の場は、職場ではなく、家庭や地域、学校である。
- ②すべての子どもは無償で義務教育を受ける権利をもっており、これを保証することはすべての国の、そして国際社会全体の責任である。
- ③経済的理由から子どもが労働に従事しなければならない場合であっても、就学の機会を生かし、かつその機会を妨げない範囲でのみ許される。

政策目標

- ①有害かつ危険な児童労働の即時全面禁止と子どもの権利を守る

ために必要な法律的・行政的保護措置の強化。

一国連の「子どもの権利条約」の趣旨にそった国内施策の推進

一有害かつ危険な児童労働禁止のための効果的かつ包括的な新
国際労働基準の制定

一ILO138号条約（就業最低年齢）の批准

一子どもの軍隊への徴兵と軍事目的での徴用禁止

一児童売買春と児童ポルノを厳禁する措置

②児童労働、児童売買春、児童ポルノの組織化、周旋あるいは実
行に関与するものに対する処罰の強化。

一法的整備と罰則の強化

一国内法に違反する国外での犯行に対する効果的処罰

一セックス・ツアーの禁止

一インターネットなどマルチメディア上での児童ポルノ禁止

③国際協力の推進。

一ILO児童労働廃止のための特別プロジェクト（IPEC）
への拠出

一すべての子どもたちに義務教育を保証するための積極的な措
置

一企業や外国居住者のための行動基準の作成

一女性、障害者、先住民族、マイノリティなどの権利確立とそ
の就学機会および識字率の向上

④児童労働の解決を協議するための国内的三者協議（政労使）機
関の設置。

⑤政府開発援助（ODA）の効果的活用。

日本のODAの重点を社会開発にシフトさせ、とくに次の5点
に力を注ぐ。

イ 児童労働廃止に重点を置いた政策

ロ 教育援助、とくに義務教育の拡充

ハ その他のベーシック・ヒューマン・ニーズ（BHN）の充
足

ニ 貧しい人々の自立を促すための小規模プロジェクトの推進

ホ NGOや労働組合の計画と実施および評価への参加拡大

行動プラン

①利用し得るあらゆる機会を通じて、児童労働問題、子どもの性

的虐待や搾取、子どもの軍事的利用の実態を知らせる。知ることがあらゆる行動への第一歩であり、広報と教宣が効果的抑止の基礎的ステップである。

②商品と児童労働の関係について、消費者の立場からの理解を深める。

③教職員の認識を深め、学校教育の場での取り組みの可能性を検討する。いじめ問題をグローバルな視野で考えてゆく。児童労働の根源である貧困などの問題を深く理解するために開発教育や国際理解教育を推進する。

④国内的には「連合」を通じ、国際的には「教育インターナショナル（E I）」などの国際労働団体と協力し、児童労働問題を労働組合運動全体の重要な課題の一つとして位置づける。

⑤アジアの教職員組合などとの交流と協力をすすめ、児童労働問題の解決と義務教育の充実のために実験的プロジェクトを組織する。

⑥以上の目的達成のため、ODAの効果的活用を求めるとともに、ボランティア活動の推進やNGOとの協力を発展させる。具体的には、幅広く国民的立場で取り組みをすすめるために「児童労働根絶・アジア子ども教育基金」(仮称)の創設を提唱する。

⑦5月5日の子どもの日に児童労働問題を訴えるキャンペーンを行うとともに、11月24日の「国際児童労働虐待廃止デー」を支持する。

● アジアの子どもと教育研究委員会 ●

委 員 長	初岡昌一郎 (姫路獨協大学)
幹 事	赤石 和則 (東和大学 国際教育研究所)
研究委員	荒木 重雄 (桜美林大学) 中嶋 滋 (自治労国際局)
専門委員	藤井紀代子 (ILO東京支局)

